

# 洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 7 年 1 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 1 月 1 6 日 (金曜日) 午後 3 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 諸般の報告について  
日程第 3 行政報告について  
日程第 4 議案第 7 5 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 4 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 3 名)

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐 々 木 良 一 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君
1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 住 民 課 長	遠 藤 秀 男 君	経済部長 兼 建設 課 長	森 寿 浩 君
会 計 者 管 理 兼 会 計 長	庄 子 俊 悦 君	洞爺総合 支 所 副 支 所 長	大 西 康 典 君

総務課長	毛	利	敏	夫	君	企画防災 課長	鈴	木	清	隆	君	
健康福祉 課長	皆	見		亨	君	健康福祉 センター 長	山	本		隆	君	
観光振興 課長 兼洞爺湖 温泉支所 長	澤	登	勝	義	君	火山科学 館長	木	村		修	君	
環境課長	室	田	米	男	君	上下水道 課長	八	反	田		稔	君
庶務課長	藤	川	栄	治	君	農業振興 課長 管理課長 兼学校給 食センター 所長	杉	上	繁	雄	君	
教育長	綱	嶋		勉	君		天	野	英	樹	君	
社会教育 課長	永	井	宗	雄	君							

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	庶務係	猪	股	幸	子
議事係	平	間	義	陸					

---

◎開議の宣告

○議長（千葉 薫君） ただいまから、洞爺湖町議会平成27年1月会議を開会いたします。

現在の出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

---

◎初議会にて年頭の挨拶

○議長（千葉 薫君） 会議に先立ちまして、平成27年の初会議に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

開会に先立ちまして、年頭でございますので一言ご挨拶を申し上げます。

改めて、新年明けましておめでとうございます。皆様には、ご健勝にて平成27年の新春をお迎えのこと、心よりお喜びを申し上げます。

さて、昨年は神奈川県箱根町との姉妹提携50周年を迎えまして、記念式典、レセプションなどの事業が開催され、これまでの交流を振りかえるとともに、両町のさらなる友好関係を誓い合いました。今後もこのつながりを大事にしていかなければならないと思っております。

また、年末には本町地区の硬水対策事業が早期に完了し、洞爺湖のおいしい水が通水されるようになったところであります。

近年、急速に進む人口減少が問題となっておりますが、当町においても人口減少や少子高齢化によるさまざまな重要課題が山積みしております。魅力あるまちづくりを進めていくために、町議会といたしましても町とともに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

議会では、昨年5月より、定例会、臨時会方式から1年間を会期とする通年会期制といたしました。会議が通年となったことにより、常に議会が活動でき、必要なときはいつでも議会を再開することができます。

本会議の多様な運営や災害時の緊急対応、委員会の活発な活動など、議会の主体的な活動に取り組んでおります。本年も引き続き、町民の代表として議員一同、決意を新たに議会活動に取り組んでまいります。

最後になりますが、町議会に対して変わらぬご厚誼をお願いを申し上げ、また新しい年が皆さんにとって幸多き年となりますことをご祈念申し上げ、まことに簡単ではございますが年頭のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千葉 薫君） 次に、町長から年頭に当たり、挨拶の申し出がありますので、これを許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 改めまして、明けましておめでとうございます。

平成27年の初会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、ご健勝にて新しい年をお迎えのことと拝察し、心からお喜びを申し上げます。

昨年1年を振り返りますと、7月に箱根町と姉妹都市提携50周年を迎え、半世紀にわたる交流を振り返り、改めて永久の友情を確認したところでございます。

また、長年の課題でございました本町地区の水道水改善につきましても、三豊地区に送水ポンプ場を新設し、洞爺湖のおいしい水を12月24日から供給することができましたことは、町民並びに議員各位のご協力のたまものと深く感謝をしているところでございます。

本年におきましては、消防、防災無線の整備、噴火、津波災害を想定した避難訓練の実施や、洞爺地区の振興対策、さらには国の地方創生に関連する子育て環境の整備や産業と雇用の場づくりなど、この町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指してまいる所存であります。

最後になりますが、町民皆様、そして議員皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、年頭に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（千葉 薫君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、2番、小松議員、3番、松井議員を指名いたします。

---

◎諸般の報告について

○議長（千葉 薫君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

佐々木委員長。

○議会運営委員会委員長（佐々木良一君） 議会運営委員会から管事務調査報告をいたします。

本委員会は、所管事務のために平成27年1月14日、洞爺湖町議会平成27年1月会議の運営について会議を開きました。

出席委員は、私以下、下道副委員長、宮田委員、小松委員、板垣委員。

委員外として千葉議長、七戸副議長。

説明員として、八木橋副町長の出席をいただきました。

結果につきましては、1月16日本会議を行う。日程については1日間であります。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長（千葉 薫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

---

◎行政報告について

○議長（千葉 薫君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 平成27年1月16日、洞爺湖町議会平成27年1月会議、町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

一つ目に、金員の寄附でございます。

お一人目は、洞爺湖町泉34番地1、土井鉄雄氏、金額1万円でございます。

次に、洞爺湖町本町40番地3、寺島勉氏、金額10万円でございます。

二つ目も、金員の寄附でございます。個人（匿名含む）508件、総額1,618万円でございます。

三つ目に、物品の寄附でございます。

洞爺湖町本町158番地、長崎久子氏、観葉植物1鉢でございます。

二つ目に、保険税率と改定に係る国民健康保険運営協議会の答申についてでございます。

昨年9月に、町が諮問をしておりました平成27年度からの国民健康保険税率等の改定につきまして、洞爺湖町国民健康保険運営協議会から12月29日に答申をいただきました。

今回の改定は、医療費が増加する一方で、保険税収入が減少し、一般会計から多額の基準外繰り入れにより国民健康保険財政を運営している状況に鑑み、住民負担の公平化も考慮し、保険税率等の引き上げを検討いただいていたもので、町からの諮問に沿った答申となっております。

改定見込み額は、総額で1,000万円程度、改定率では5.2%程度の予定で、1世帯当たり平均にいたしますと7,731円程度、改定率では6.2%程度となります。

また、課税限度額につきましても地方税法施行令の平成26年度法定限度額に1年おくれで改定する答申をいただきました。

なお、本会議に洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目に、伏見橋崩落に関する事故調査委員会の設置及び委員の委嘱についてでございます。

伏見橋の設計施工につきましては、北海道農政部で検証を進めており、昨年12月に現地調

査及びボーリング調査等が実施されました。

今後、これらのデータや内部検証事項をもとに、建設当時の設計施工や維持管理、原因の究明等々の検証を行うため、伏見橋崩落事故調査委員会を12月22日に設置いたしました。なお、調査委員会の構成については、北海道及び外部委員、学識経験者とし、次の7名の方々を委員に委嘱いたしました。

予定といたしましては、本年3月をめどに調査結果の報告ができるよう進めてまいりたいと考えております。

氏名、所属等、備考でございますが、まず1人目に木幡行宏氏、この方は室蘭工業大学大学院教授、地盤工学の専攻でございます。

お二人目が、小室雅人氏、室蘭工業大学准教授で、土木工学が専攻でございます。

3人目が石丸聡市、北海道立総合研究機構地質研究所地域地質部主査の方でございます。

4人目に森勢依二氏、北海道農政部農村整備課長でございます。

5人目に白木孝二氏、胆振総合振興局産業振興部農村振興課長でございます。

6人目に中川尚志氏、胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室地域調整課長でございます。

7人目に当町の森寿浩経済部長でございます。

四つ目に、各種事務事業の取り扱い状況についてでございます。

全議会から本議会までの各種事務事業の徳見状況につきまして、次のとおり報告をさせていただきます。なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

綱嶋教育長。

○教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

洞爺湖町成人式についてでございます。

洞爺湖町成人式は、平成27年1月11日、洞爺湖町役場防災研修ホールにおいて、新成人者該当者95名、町外者21名を含んだ人数でございます。

町内外からの男性女性合わせて合計78名が出席して、開催いたしました。

会場には、多数のご来賓の方々もご列席をいただき、新成人に対して祝福をいただきました。新成人を代表して巻椋太さん、西岡彩花さんがはたちの近いの言葉を延べ、式典の後の祝賀会では中学校当時の4名の担任の先生から祝辞をいただき、それぞれに思い出話に花を咲かせるなど、なごやかな暗域の中で行われました。

また、地元特産品や商品券などが当たる抽選会も行われ、抽選番号に一喜一憂しながら会場全体が盛り上がり、晴れやかな新成人の門出をお祝いする集いとなりました。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 以上で、行政報告を終わります。

◎議案第4号の上程、報告、質疑

○議長（千葉 薫君） 日程第4、議案第75号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第75号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございますが、洞爺湖町国民健康保険特別会計は医療費が年々増加している一方で、保険税収入は被保険者の減などにより減収となっており、国保会計の赤字相当分について一般会計からの多額の繰り入れをしている現状にあります。

また、旧虻田町と旧洞爺村で相違のあった税率を平成23年度に統一した際、負荷額を低く抑えたことにより、減収となった分の回復措置につきましても、平成26年度は負担軽減の観点から見送った経緯がございます。

こうした国保会計の厳しい財政状況に鑑み、昨年9月に洞爺湖町国民健康保険運営協議会に税率等の改定について諮問をし、12月29日に同協議会から答申をいただいたところでございます。

今回、この答申を踏まえまして、平成27年度から国民健康保険税率の一部及び課税限度額の一部を改定するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表により、ご説明を申し上げます。議案説明資料の1ページでございます。

第2条第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額及び第4項の介護納付金課税額の限度額を平成26年度の法定限度額にあわせ、それぞれ2万円を引き上げ、後期高齢者支援金等課税額の限度額につきましては16万円に、介護納付金課税額の限度額につきましては14万円に改めるものでございます。

次に、第5条の被保険者均等割でございますが、被保険者1人について1万4,300円を1万6,000円に改めるものでございます。

次に、第5条の2の世帯別平等割額についてでございます。第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては、2万3,500円を2万5,000円に、第2号の特定世帯につきましては1万1,750円を1万2,500円に、第3号の特定継続世帯につきましては1万7,625円を1万8,750円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、2ページの第6条の後期高齢者支援金等課税額の所得割額についてでございますが、基礎控除の総所得金額等に乗じる率を100分の1.9から100分の2に改めるものでございます。

次に、第7条の2の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額についてでございますが、2,700円を4,000円に改めるものでございます。

次いで、3ページの第7条の3の後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額についてでございますが、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては4,900円を6,000円に、第2号の特定世帯につきましては2,450円を3,000円に、第3号の特定継続世帯につきましては3,675円を4,500円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第8条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額につきましては、基礎控除の総所得金額等に乗じる率を100分の1から100分の1.1に改めるものでございます。

次に、第9条の2の介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額についてでございますが、介護納付金課税被保険者1人について2,900円を4,500円に改めるものでございます。

次に、第9条の3介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額についてでございますが、1世帯について3,300円を4,500円に改めるものでございます。

次に、第23条の国民健康保険税の減額についてでございます。

4ページの本文中の後期高齢者支援金等課税額の限度額につきましては、14万円を16万円に、介護納付金課税額の限度額につきましては12万円を14万円にそれぞれ改め、次いで第1号から第3号までに規定する納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額の合算額とする規定でございまして、第1号の合計所得が33万円を超えない世帯の納税義務者については7割軽減する額を、第2号の合計所得が33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない人に係る納税義務者等については5割軽減する額を、第3号の合計所得が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人つき、45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者については2割軽減する額をそれぞれ改めるものでございまして、当該各号に定める軽減する金額につきましては説明を省略をさせていただきます。

議案の2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行し、第2項の適用区分でございますが、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めるところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありますか。

4番立野議員。

○4番（立野広志君） それでは、ただいま説明いただきました議案75号条例改正等について、何点か質疑したいと思います。

私、お聞きしたいのは、今、国民健康保険に加入している方々の所得状況、収入状況ですね、収入状況や、また今回の改正がそういう方々にどういう影響が及んでいくのかということをもう少し具体的に説明をいただきいたというふうに思います。

以前に私、議会で質問したときにも特に国民健康保険というのは他の健康保険に入ることができない、そういう方々が最後のよりどころとして入る健康保険制度です。そういうことから、当然、収入のあるなしにかかわらず、この健康保険に入らざるを得ない、また入らなければ保険を受けて治療を受けることができないという、まさに最後の土壇場のといいますか、そういう憲法25条でいう健康で文化的な生活を営む権利を保障するための社会保障制度としてなっているわけです。

そういう健康保険でありますから、当然、収入が極めて少ない人たちも入っているわけです。前にお聞きしたときには所得が100万円以下の世帯というのは77.8%おいでになるということです。これが、ますます今、ふえてきている。特に、非正規の労働者なども出てきていまして、社会保険など適用ならない、そういう方々もいます。あるいは年金生活をされている方もふえてきています。高齢者もふえています。

そういう中からふえているわけで、ただ、後期高齢者医療の部分で1,500人以上、そちらのほうに75歳になると入れますから、その分での一定の数は減っているかもしれませんが、まずその辺の100万円以下の所得の人たちがどのぐらいいるのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、今回の条例改正というのは、いわばそういう世帯当たり、あるいは均等割であったり、あるいは平等割、1人当たり、あるいは世帯当たりということであると、収入に関係なく、いわばこういう収入がなくても、少なくとも負担しなければならないという人たちが集中的に費用の増額が図られるということになるわけです。

それがどういうことになっていくのかということについて、もう一つ伺っておきたいと思います。どんなふうに町としては分析しているのか、そういう方々がどのぐらいの負担になっていくというふうに想定されているのか、そのことをぜひ説明いただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 議員がおっしゃられたとおり、国民健康保険というのは年金生活者とか、当然、自営業者も入るのですけれども、所得の少ない方、非正規雇用の方とか、そういう方が最後のよりどころという形で入る国民健康保険の一つにもなっております。国民皆保険を支える重要な制度の一つだというふうに考えてございます。

ただ、福祉政策の一旦ではございますけれども、やはり国民健康保険制度相互扶助制度になって成り立つものでございます。これをご理解いただければなと思っております。

それで、先ほど1点目の質問としまして100万円以下の世帯の率という話でございましたが、ちょっと私どもの資料では100万円というきっちりしたものはございませんので、106.5万、これが5割軽減に対応する部分なのですけれども、106.5万以下の構成割合58.1%となっているところでございます。

また、もう少し上げまして180万以下ということになり、大体この辺から軽減が外れるというような状況になりますけれども、180万以下であれば72.9%というふうな状況になっているところでございます。

また、2番目の質問でございますが、均等割、平等割、確かに収入に関係なく応益割という形で負荷されるものでございます。確かに、引き上げ率というのでしょうか、改定率という部分で見ますと、やはり所得の少ない方に多くなるというふうには考えてございますが、ただ保険税を中心となって支える現役世代の方というのは、やはり加入の減少率は非常に多い状況がございます。この4年間で約20%、現役世代の方が減少しているという状況がございます。

そうすると、やはり所得のある方、所得に応じた負担に頼っていくのはかなり限界に近づいてきているのではないかなという考えもございます。

そういう面からも、高齢者も、それから現役世代も広く加入者全員で負担を負うべきものではないかなという考えがございます。しかも、現在、均等割、平等割とも北海道内の保険者の中では非常に低い状況となっているところでございます。

所得が低いほど負担率は高くなる場所ではございますが、軽減措置というものがございます。7割、5割、2割という軽減がございますので同一の負担増というふうにはならないものと考えてございます。

また、国の基準では所得割と資産割からなる応能割と今、おっしゃいました応益割の比率が50対50というのを一つの基準にしてございます。この辺、私ども低いものですから、北海道のほうからも指導を受けておまして、今回の改定は応益割合を40%をめどに進めてきましたが、実際にはこの改定案では38.6%ぐらいという状況になっているところでございます。

具体的に一番どのぐらいのモデルケースで申し上げますと、例えばご夫婦のみの世帯で40歳以上65歳未満ということになると、介護納付金も入るのですが、7割軽減世帯であれば、総額がご夫婦で4,000円というような状況でございます。5割軽減世帯であれば7,600円という形になります。2割軽減世帯であれば1万2,400円の増となります。

それから、同じご夫婦でも65歳以上になると介護納付金がかかりませんので、7割軽減世帯であれば2,700円の増、5割軽減世帯であれば4,900円の増、2割軽減世帯であれば7,900円の増というような状況になるところでございます。

○議長（千葉 薫君） 立野議員。

○4番（立野広志君） 先ほどこの料金の引き上げの理由の中に国保税額の減少や加入者の減少などによって税収が非常に落ち込んでいるというお話がありましたし、それから療養給付費が増額し、洞爺湖町の国保が医療費が高い状況にあるというふうに言われたのですが、非常にこれは制度上の仕組み上の問題といたら変ですけども、いろいろ調べてみると、実際にこの国保加入者自身が、国保会計そのものを見ると医療費が高騰によって、例えば一般会計からの繰り入れがふえているのかということ、そういう状況よりむしろ支援金のほうです、介護であったり、後期高齢者であったり、そちらの支援金が7,000万円近く実はあるわけです。

つまり、国民健康保険に入っている人たちだけで、この医療保険が成り立っているのではなくて、国民健康保険の保険料の中から、財政全体の中から実は介護保険にも支援金を出し、

後期高齢者医療にも支援金を出してという状況の中で、ますます実は国民健康保険の加入者の年金者以外の収入、ある程度一定した人たちの加入が減っている中でそういう負担がふえている。

だから、これは明らかに制度上の仕組みから来る問題であって、何か国保に加入している人たちが大幅に国保会計を食いつぶしているというふうに見られがちですが、そうではないのだということはぜひ私、ちょっと調べてみてわかるような気がするのです。

その点についての受けとめというのはどうなのでしょう、私は何か変に理由にこの医療費が高くなっていますとか、国民健康保険の加入者の収入が減っているから、財政が厳しくなっているのだというふうに一般的に言うのではなくて、むしろこういう制度上からくる問題点、こういったものも大きいのだということをやはりしっかりと説明すべきではないのかなという気がするのですが、いかがですか。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 構造上の問題とか、制度上の問題というか、この部分についてはおっしゃられるとおりでと思っております。

ただ、やはり医療費が伸びているのは事実でございます。保険税につきましては医療分と後期高齢者支援金分と、それから介護納付分と、この三つからなっているところでございます。決算上、25年度決算では基準外繰り入れが7,200万ほどでしたが、このうち5,000万を超える額につきましては、後期高齢者分、それから介護納付金分ということになってございます。

これも、当選、国保税の一つではありますけれども、ほかの保険制度と同じ形で拠出しているものでございます。やはり、これを含めて国保税一体ですので、当然、構造上の問題、今、都道府県課化がいわれておりますけれども、都道府県化されても構造上、問題が変わらないということで、今、知事会等ではやはりもっと国の財政支援をしっかりとしなければいけないのだという話が出ております。

そういう部分につきましては私どもも同感でございまして、しっかりした国の財政支援をお願いした上で、少しでもこういう構造上の問題が解消されていければいいかなというふうには思っております。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

3番松井議員。

○3番（松井保明君） 3点ほどちょっとお聞きしたいと思いますが、今、言われた構造上の問題を指摘されておりましたけれども、これはあれですか、今後、解決されるというものでなくて、法的にそういうものが一体化して、これは永久的にそのものは続くというふうに解釈していいのかどうか。

もう1点目は今度の条例改正がこの時期に提案されましたけれども、これは例えばことしの秋であるとか、もう少し時間をおいて出すことができなかつたのかどうか、なぜ今日、こ

うという提案をされたのか。

3点目は、これはいろいろ先ほどから説明がありました。一般会計からの繰り入れ、これが相当、強調されておりますので、このことで要するに今後のこの医療費のふえていくということを予測しているのかどうかわかりませんが、一般会計に与える影響というのは、我が町としては繰り入れをすることによって相当な影響が今後、一般会計の財政運営上起こり得ると判断しているのかどうか、これからの事業も含めてその3点をお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） まず1点目の構造上の問題ということでございます。これにつきまして、構造というか、国民健康保険が抱える問題ということで、どうしても国保の加入者が高齢者にシフトしていくという部分がございます。

若い年代の方だったら、やはり共済なり社会保険なり入られるのですが、やはりリタイアされた方とかにつきましては国保しかないという形になります、75歳になれば後期のほうに移行しますが、そういうふうになりますので高齢者にシフトしていくと。

ということは、やはり若い人に比べて高齢者がやはり病院にかかる機会が多くなるということで、医療費がふえるということになってございます。

それにあわせて、そういう方たちというのはやはり年金生活というのが中心でございますので、所得も低いという形になります。そうすると、保険税につきましても保険税をかなり高くしないとなかなか収支が合っていないという形になってきますから、これを構造上の問題というふうになってございます。

それで、今、平成30年度をめどに今、市町村が保険者となっておりますけれども、これを都道府県に移行するという形で今、動いております。先ほども申し上げましたが、ただ、このまま都道府県に移行しても、この構造上の問題は解決しません。ですから、自治会としましても国のほうにもっとしっかりした支援、もしくは国の一元化ということも視野に入れて進めてほしいという形で今、要望しているところでございます。

それともう1点、さらにもう少し延ばせなかったのかというお話でございますが、先ほど来もご説明してございますが、やはり国保会計の赤字相当額が年々ふえてきているという状況でございます。今現在、赤字といたしましても一般会計から基準がえ繰り入れという形をとっていただきまして、国保会計の収支は黒字になっている状況でございます。

しかし、これは一般会計が必ずしも義務としてするものではございませんので、例えばこれが一般会計のほうで非常に苦しくなってきた場合については、繰り入れもできないということも考えられます。そうすると、繰上充用という形で赤字が累積していくという形になっていくことも考えられます。そういう形で進めている自治体もあるように聞いてございます。

そういうことから、この一般会計繰り入れも先ほど25年度、7,200万の基準がえ繰り入れお話ししましたが、26年度は今、予算上は1億3,000万円ほど見ているのですが、さらに多くなり1億6,000万ぐらい今の推計では出ているところでございます。これにはちょっと理由が

あるのですが、それでもかなりの額がふえていくという形で、やはりどこかで一定の歯どめが必要ではないかという部分が一つでございます。

また、もう1点につきましては先ほど副町長のほうからお話ございましたが、平成23年度に賦課を旧虻田地区の両立と旧洞爺地区の両立を統一してございます。それから4年が経過したところでございます。当時は両方の税率の差が非常に開いていたものですから、一遍に洞爺地区、なかなか上げられないということで、その引き上げ額をある程度、抑えた形にして旧虻田地区のほう、それにあわせて引き下げました。それに伴って、統一する前の賦課総額に比べて約1,500万ほど減額した形の賦課となったところでございます。

当時の計画では、この1,500万につきましては3年経過後の平成26年度から3カ年かけて500万ずつ税率改定していきたいという考えがございました。私ども、昨年度そういう考えは持ったところでございますが、諸般の事情から26年度は見送った経緯がございますので、私どもの経過からいくと1年、見送ってきているというふうにご理解、まずいただきたいなと思っております。

それと、あわせて先ほども申し上げましたが、平成30年度をめどに都道府県化、この国保の運営が都道府県化される見込みになっております。そうるとやはり税率等の問題が大きな課題になってくるのかなと思っております。

当町の各税率につきましては、かなり北海道の中でも低い状況がございます。これが都道府県化されたときに、今ちょっと分賦金制度、方式というのはちょっと想定されているみたいですが、それにしましても相当額の負担増が考えられるというところでございます。

そうしますと、現段階から急激な負担増とならないように、ある程度も調整を進めていくことがスムーズな移行につながるのではないかとということで、今回、一定の改定をお願いしたところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 私も今、聞いていて大変、理解できるところでございますけれども、いわゆる財政上の影響というのは、何か答弁がなかったのです。その辺についてどうなのでしょう。

これはきょうは担当の財政課長もおりませんし、あなたに財政運営を聞くというのは大変失礼なのですけれども、一般会計に与える影響があるとすれば、今後の我が町としていろいろと取り組んでいく事業の中での一般会計からの繰り入れがどう影響するのか、その辺の財政上の運営としてどうなのか、それをちょっと聞きたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 当町の財政につきましては、健全化団体を脱却したとはいえ、今後は交付税の合併10年ということで、算定外、合併算定外や固定資産税の評価がえ等によって今後、大きな減少も見込まれるところでございます。

そういうことから、確実な町の財政運営というのをしなければならぬというふうにご考えているところでございます。

国保への基準がえ繰り出しにつきましては、総じて増加してきておりまして、この繰り入れは国民健康保険加入者以外の方の税金も投入されているという状況がございます。やはり、公平さというのも考えていかなければいけないだろうと思っております。

この基準外繰り出しが大きくなっていくということは、町全体の財源を圧迫していくことにもつながっていくこととなります。そうすると、やはり他の事業等の見直しも考えざるを得ないという状況も出てくる可能性があるかなと思っております。

ただ、国保の抱える先ほど申しました構造的な問題というのがございますので、当町としましては赤字相当分全額を保険税のほうに転嫁するというような考えがございませんので、できるだけ一般会計からの補填は進めていただきたい、また進めていこうというふうを考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかにの質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありますか。

これから、討論を行い。

まず、本件に反対者の発言を許します。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 議案第75号に対する反対討論を行います。

国民健康保険税について、賦課限度額が後期高齢者支援分、あるいは介護納付金分がそれぞれ2万円引き上げられて合計4万円ふえるわけですが、国保のほうと合わせて81万円にもなります。限度額引き上げというのは、この境界層付近で国保税を納めている世帯にはさらに重い負担となるということは明らかなのですが、一方で応益負担の低所得額の引き上げによる5割軽減とか2割軽減の対象者をふやして、低所得に対する国保税の軽減が図られるということは評価できるかと思えます。

7割軽減の判定は33万円以下というふうに、これは据え置きになるわけですが行われます。そもそも国民健康保険というのは、自営業者を中心とする制度として創設されたわけですが、今では高齢者や先ほど説明がありましたが非正規労働者、あるいは無職者が数多く加入して最後の受け皿となっています。

しかし、高過ぎるこの国保税、加入者の負担能力を超えており深刻な今、状況にあるというのが実態ではないでしょうか。その最大の原因というのが国が国保収入に占める国保支出金の割合を大幅に減らしていることですが、国が財政責任を果たすことが一番に求められていることは言うまでもありません。

さらに、70歳から74歳の医療費窓口負担は昨年4月以降に70歳になる人から2割に引き上げられております。国はこれまで1割に据え置くための国費を約2,000億円、順次、実は削減をしているという状況です。これでは、必要な医療が抑制される危険は避けられず、結果として医療費の増加をもたらして、高齢者の生活と健康に深刻な打撃を与えるということも

目に見えています。

町としても国保税が誰もが払える水準に引き下げて、安心できる医療制度になるよう、そして町民の命の砦として役割を發揮できるように国保負担金を増額し、制度改善を求めるように強く国に求めるとともに、そのための努力をぜひ惜しまず行っていただきたいと思うわけであります。

特に国保税の限度額の問題についてももう少しお話ししたいと思うのですが、国民健康保険税条例の改正で今回、限度額の引き上げが後期高齢者支援金分で2万円分アップし16万円、そして介護納付金も2万円アップして14万円に、医療費分が据え置きですから合計で4万円ふえて81万円となる、こういう提案ですが、この国保税の限度額は本来、資産処分など一時的に所得がふえたときに国保税が青天井に跳ね上がるのを防ぐために設けられた、そもそもの制度であります。

それが、平成22年度に4万円、23年度に4万円さらに引き上げられ、今回、またさらに4万円アップということで年々、その負担がふえています。

そういう点からいいますと、この限度額引き上げも決して容認できる内容ではないというふうに思っています。

いずれにしても、一般会計からの繰り入れをしている町村のほうがむしろ今多いのです。そうしなければ、国保の会計も制度も成り立たないというのが今の現実なのです。だからそれを問題があるというふうにして、それを例えば削減したり、あるいはなくしていくなんていう方向は、今、こういう状況の中で決して認められるわけではありませんし、ましてや今の今回の引き上げというのは所得の少ない人たちに対しては多大な負担になってくるということが目に見えて明らかなのです。

その点、行政としてのやはり負担を抑える努力というのはしていかなければならないと思っています。そういう立場から、今回の引き上げには反対をいたします。

○議長（千葉 薫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） ただいまの反対の討論の意味も大変わかりますし、その内容も私としては実はうなずける部分も非常にあります。

ただ、この議会が始まる前まで、実は相棒の議員とずっと討論を重ねてきて、これをどうするかということで話し合いをしました。

その中で、最終的に賛成に立とうということをして2人で取り決めたという理由は幾つかあるのですが、その一つとしてはやはり国保会計という特別会計の中、そこに加入している人の特定の人たち、この特定の人たちのために一般会計からの繰り出しをどんどんしていくとさっきから説明がありましたように、やはり国保の恩恵を受けない方々がお金を払うという時代にやはりなっていくというのは、これは現実だと思うのです。

それと、もう1点はこのことだけはやはり行政側に一つお願いをして賛成としたいのですが、収納率の向上という問題がこれからやはりもっともっと真剣に取り組まなければなら

ないことだと思います。

町長の節目節目の報告でも、このような収納率の向上に取り組むというそういうような報告もなされておりますし、さらなる経費の削減をしながら、なるべく引き上げを抑える、そういう努力もやはりしていただきたいなど、そのようなことをお願いしながら、今回の提案に対しまして賛成の登録とさせていただきます。

以上です。

○議長（千葉 薫君） これで討論を終わります。

これから、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（千葉 薫君） 賛成多数です。

したがって、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

あすから3月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時52分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員